

監査報告書

平成17年 6月28日

国立大学法人岡山大学
学長 千葉喬三 殿

監事 赤木利和



監事 岡崎



国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの平成16事業年度の業務について監査を行った結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く。）、内部監査部門等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部、学部、研究所、附属病院及びその他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人から監査の方法及び結果の説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、国立大学法人会計基準及び同注解に従い、また、一般に公正妥当と認められる方法により作成されており、国立大学法人岡山大学の財政状態及び運営状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、国立大学法人岡山大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、国立大学法人岡山大学の予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 役員職務執行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。

以上